

# 所信表明

令和2年6月

都留市

本日、令和2年6月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席誠にご苦勞様でございます。また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症」の世界的な拡大、全国的な蔓延により、4月に「緊急事態宣言」が発出され、7週間に亘る外出自粛や3密の回避など、日本国内の全て地域でのご努力・ご協力により、5月14日には、山梨県を含む全国39県の解除、25日には、全国の緊急事態措置が解除されました。この間、市民の皆様、事業者の皆様には、不要不急の外出を控えていただくことや休業要請へのご協力をいただくなど、本市における感染の防止に一定の成果が得られましたことに心より感謝申し上げます。そして、感染リスクと背中合わせの過酷な環境の中、医療・介護の最前線で、高い使命感をもって、献身的に従事していただいております医療従事者、

介護従事者の皆様に、改めて敬意を表し、感謝申し上げます。

また、多くの個人・団体の皆様より、感染症対策のためのマスクや消毒液、フェイスシールド等のご寄付をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

本市の独自事業として実施いたしました、市民一人一箱 50 枚のマスク配布に当たりましては、日頃より、地域の消防活動に従事されております消防団の皆様方にご協力いただき、5 月末までに留守宅を除く各世帯へ配布することができましたこと誠にありがとうございました。改めてお礼申し上げます。

国民 1 人 10 万円の「特別定額給付金」につきましては、5 月 7 日よりオンライン申請を開始し、18 日からは郵送による申請書の受付を開始いたしました。オンライン申請分は、20 日に 144 件の初回給付を開始し、郵送による申請につきましては、5 月 28 日より給付を開始しております。本日 6 月 11 日の振込で、全世帯の 9 割にあたる、約 1 万 2,000 世帯への

給付が行われたところでございます。残る世帯への給付につきましても迅速に進めてまいります。

次に、長らく休業しておりました「小・中学校の再開」についてであります。国の緊急事態宣言が解除され、今後は、新型コロナウイルス感染症との共生を図りながら、通常の社会生活に徐々に近づけて行く方向性が国から示され、同時に文部科学省からも「感染防止対策」との両立を図りながら、学校での「学びの保障」を行うために、段階的な学校教育活動の再開を全国の教育委員会に通知されたところであります。これを受けて、文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、「新しい生活様式」を踏まえ、地域の感染状況等をモニタリングし、感染防止対策を確実に講じる中で、5月25日から分散登校による学校再開を行い、6月8日から通常登校とした教育活動を始めております。

また、「教育や子育てに関する支援事業」につきましては、市内の小・中学校に在籍する児童生徒の今年度、1学期中までの給食費を無償化するとともに、就学援助を受給している世帯に対し、児童生徒1人につき1万円を給付することとし、7月上旬の支給を予定するなど、児童・生徒及び保護者の皆様に対し支援を実施してまいります。

次に、感染拡大を予防するため、小・中学校の臨時休業や保育園等の登園自粛が長期化し、在宅で生活する時間が増えたことから、子育て世帯においては、食費や光熱水費等、家計にかかる負担が増加しております。そこで、本市では、子育て世帯への生活支援策として、「子育て世帯応援臨時給付金」「ひとり親世帯応援臨時給付金」を給付することといたしました。「子育て世帯応援臨時給付金」については、令和2年4月分の児童手当の支給を受ける子ども一人につき2万円を給付することとし、国の臨時特別給付金と併せ、6月30日の

支給を予定しております。また、「ひとり親世帯応援臨時給付金」については、本年3月31日に児童扶養手当の支給対象者に対して、対象の子ども一人につき1万円を給付することとし、7月中の支給を予定しております。

次に、「事業者向けの支援」についてであります。本市では、今回の感染症による影響を考慮し、「事業者支援」「産業支援」「雇用支援」の3つの支援を柱として掲げ、スピード感を持って支援策を打ち出したところであります。

第1弾の支援策としまして、全国的にも一早く打ち出しました「都留市外出自粛要請等事業者緊急支援事業」は、県による外出自粛、休業協力の要請に伴い、売り上げが減少した事業者に対する固定費等への緊急支援として、4月臨時議会後に直ちに対応する中で、4月30日より申請受付を開始し、一律10万円の支援金を給付しているところであります。

第2弾の支援策としましては、国が支給する「持続化給付

金」を補完する「都留市中小企業等持続化特例支援事業」として、市内の事業所及び市内の事業者が経営する県内事業所等を広く対象とし、1ヵ月の売上が、前年比30パーセント以上減少し、かつ年10万円以上減少した事業者に対して、事業継続を支援し、感染症対策への取り組みを推進するため、一律10万円を給付することとし、6月1日より申請受付を開始しております。

さらに、第3弾の支援策としまして、国が行う「雇用調整助成金」に上乘せ支給する「都留市雇用継続特例支援事業」として、事業者負担を少しでも軽減する中で雇用が継続して図られるよう、国の制度内容を精査した上で、本市独自の制度設計を行うこととしており、これらによる事業者への三重の支援を実施してまいります。

また、この感染症の終息を見据え、経済活動のU字回復に向けた経済対策としまして、都留市商工会等と連携する中、

市内商店等における1億円超の購買行動へと繋がるような「都留が元気になる施策」について検討しております。今後も、事業所目線に立ったきめ細かな対策を実施し、本市の経済に直結する市内事業所の事業活動の再起に向けた取り組みを行ってまいります。

次に、「農業振興」についてであります。「道の駅つる」がオープンして3年が経ち、本市で育てられた農産物などの食材が一年を通して市民の食卓に並ぶようになってきており、生産者においては、農業は趣味ではなく、収益を生み出す「しごと」であるという認識が徐々に根付いてきております。その一方で、本市の農業は、担い手不足や耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物被害などにより、生業とするための普及支援体制が十分とは言えない状況であります。

これらの課題に的確に対応するため、本年度より、「農業振興施策コーディネーター」を配置し、農業についての、プロ

ファッション的な経験と知恵を活かして、生産者の皆様に指導していただき、高収益作物の栽培を市内各地へ波及させ、本市で栽培された作物のブランド化や農林産物の生産拡大、新たな農業の担い手の確保に向けた取り組みを加速化してまいります。

さらに、国・県の補助事業であります「中山間地農業ルネッサンス事業」及び「地球温暖化に対応した新たな果樹産地づくり促進事業」等を実施していく中で、(仮称)都留果樹栽培研究会を設立し、県農務事務所や果樹試験場との連携を更に強化し、本市の「儲かる農業」の仕組み作りを構築してまいります。

次に、「自治体窓口及び公共施設のキャッシュレス化への取り組み」についてであります。本市においては、令和元年度からスタートした「第6次都留市長期総合計画中期基本計画」に基づく「都留市行財政改革推進プラン」を策定し、窓口及

び公共施設での支払いをクレジットカードや電子マネーといった現金以外で支払うキャッシュレス化等の新しい時代に対応した行財政改革に取り組んでいるところです。

そのような中、国においては、キャッシュレス化の拡大を推進するため「モニター自治体」を選定し、取り組みを支援していくこととしており、このたび、本市のスポーツ施設等公共施設の利活用に向けた取り組みである施設利用料 決済のキャッシュレス化が評価され、全国で 29 自治体の「モニター自治体」の一つとして、選定されたところであります。本市を含む「モニター自治体」は、今後、キャッシュレス化の具体的な手順を示した「キャッシュレス決済導入手順書」にしたがって、キャッシュレス化の取り組みを進める中で、他自治体との意見交換、専門家からの助言等の支援を受けることが出来るため、本市のキャッシュレス化への取り組みに寄与するものと考えております。

今後も、窓口及び公共施設の支払いにおけるキャッシュレス化による「質の高い行政サービス」を実現するために、行財政改革に取り組んでまいります。

次に、「生涯活躍のまち・つる」事業についてであります。田原地区で進めております複合型居住プロジェクトにつきましては、現在、構成事業者を公募するため、3月末に公募要項及び要求水準書の公表を開始し、既に何件かの問い合わせが寄せられているところであります。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、直接相對しての個別相談などについては延期をしている状況であり、5月に予定しておりました事業者向けの説明会及び現地見学会につきましても延期したところであります。

一方、同じく、複合型居住プロジェクト地内に整備予定である地域交流拠点施設につきましては、国より4月1日に地方創生拠点整備交付金の交付決定をいただき、本年度より

3か年の計画で整備を進めることとなりました。しかしながら、これらの事業につきましても、感染拡大の状況を注視しつつ、柔軟に対応する中で事業推進に支障の無いよう進めて参りたいと考えております。

また、下谷地区の「ゆいま〜る都留」におきましては、全80戸のうち、60戸61人が入居しているところではあります。が、現在は、やはり感染拡大を懸念し、内見や入居契約の締結については見送っている状況と伺っております。しかしながら、最近では、施設の内容等への問い合わせが増加しており、申し込みの状況については合計72戸分、全体の9割に達したとの報告もあり、感染拡大が進む中で、人口の密集した東京圏で暮らすことよりも、地方でゆったりと暮らすことに一定の安全・安心といったメリットを感じ始めた方が増加しているのではないかと推察しております。

今後は、こうした状況も踏まえ、新型コロナウイルス感染

症拡大への対応はもちろんのことですが、収束後のいわゆるアフター・コロナにおける取り組みについても検討を始めるなど、安全・安心で、生涯にわたって活躍できる“まち”を目指し、取り組みを進めて参ります。この「生涯活躍のまち・つる」事業の推進が、いずれ我が“まち”にとって、また、ここに暮らす市民の皆様全体の豊かな暮らしに繋がるよう、引き続き、鋭意、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後開催を予定しております各種大会やイベントについてであります。まず、毎年 8 月に開催しております「町別野球大会」ですが、昭和 4 年に開始され、戦時中の 4 年間の中断を除き、継続して開催され、今年で 88 回を迎えます。この輝かしい歴史と伝統のある大会は、市民の一大スポーツイベントの一つとして、毎年多くの自治会の皆様にご参加をいただき、レベルの高い熱戦が繰り広げられておりましたが、大会に深くご尽力いただく都留市野球連盟と協議をする中、

新型コロナウイルス感染症の影響により、開催の断念を決定いたしました。これまで、長きにわたり継続して行われている大会が開催できないことは、非常に残念ではありますが、この大会を通じて、本市の野球の普及・発展にご尽力された諸先輩方、選手・スタッフ等の関係者皆様の想いを来年へと引き継ぎ、今後も日本最古といわれる軟式野球大会として相応しく、これまで以上に、全国に誇れる「町別野球大会」を目指してまいります。

次に、「つる湧水の里ハーフマラソン」についてであります。これまで、「リニアと翔る都留ロードレース大会」を4回にわたり開催し、昨年の大会では、市内外から1千人を超えるランナーの皆様にご参加いただき、秋風の中で、都留の自然を満喫していただける大会として好評をいただくなか、今年度はハーフマラソンの部を加え、大会名称も「つる湧水の里ハーフマラソン」と改め、これまで以上に本市の魅力が実感で

き、多くのランナーにご参加いただけるような大会を目指して計画してまいりましたところ、新型コロナウイルス感染症により、市内外の参加を検討されている皆様から、本大会のエントリー時期や大会開催の可否など、多くの問い合わせをいただいております。

そのような中、大会実行委員会において、開催に向けた検討をした結果、秋以後に開催を予定していた全国のマラソン大会の中止同様、感染防止のための衛生管理と「密閉、密集、密接、いわゆる三つの密」の回避の徹底がマラソン大会の性質上、極めて困難であることから、開催の断念を決定されたところであります。本市の一大イベントに成長しているこの大会が開催できないことは、大変残念ではありますが、くしくも来年開催となった東京オリンピック・パラリンピックと共に熱い思いを来年の開催に向けて、都留市陸上競技協会をはじめ NPO 法人都留市スポーツ協会、交通安全協会都留支

部、食生活改善推進委員などの市内各種団体、更にご協力いただく自治会や地域協働のまちづくり推進会など、関係するすべての皆様とともに取り組み、市民スポーツの振興及び地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、7月上旬に開催予定でありました「市体育祭り」を始め、各種スポーツ大会等が中止されるところでありますが、これらの大会につきましても来年度には、素晴らしい大会となるよう、関係機関と準備を進めてまいります。

次に、「ふるさと時代祭り」についてであります。昭和 57 年に市民の気運の高まりにより「ふるさと時代祭り大名行列」が復活してから今年で第 38 回を迎え、本市の代表的なイベントとして市内外から多くの方々に楽しんでいただいております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本各地で、その地を代表する祭りやイベントが相次いで中止されると発表されており、「ふるさと時代祭り実行

委員会」においても、市民や来場される皆さまの安心を第一に考え、本年度の「ふるさと時代祭り」の中止を決定したと報告を受けました。実行委員会といたしましては、伝統として長きに亘り続いている祭りを中止することは、苦渋の決断ではありますが、中止となりましても、市民の皆さまの祭りに対する想いや気運を継続し、祭りを引き継いでいく子どもたちの関心を高めていくため、様々な事業を企画しているとのことでもあります。このように、市民の皆様にもさまざまな影響を及ぼしているこのコロナ禍は、私たちのこれまでの生活環境を大きく変えており、これからは「コロナの時代」と言われ、「新たな日常」を創り上げていくことで、コロナとの共存を進めなければなりません。本市といたしましては、市民の皆様の安全・安心を守ることを最優先に、国や県との連携・協力体制をさらに強化する中で、感染リスクをコントロールしながらも、社会活動・経済活動を状況に合わせてながら、市

民生活を支えられるよう取り組んでまいります。

本市といたしましても、3月には感染症対策を中心とした補正予算、4月の臨時会においては、第2弾として、市民の皆様への感染症予防や家計に掛かる負担の増加、事業者への経済的な影響を考慮し地域経済や住民生活を支援する約5億円の補正予算を成立させ、緊急支援対策を実施しております。今後も、国・県の動向を注視しながら本市の実情に応じた対応を検討してまいります。

それでは、本定例会に付議いたします案件について申し上げます。

本議会への提出案件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づいた専決処分の承認を求める案件2件、条例案7件、予算案1件、その他の案件1件であります。

まず、専決処分の承認を求める件についてご説明を申し上げます。はじめに、「都留市税条例中改正の件」につきまして

は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和2年4月30日に、公布、施行されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、令和2年度一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。本案件は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大したことを受け、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に一人あたり10万円を給付する事業及び子育て世帯に対する臨時特別な給付措置として、臨時休校等の長期化で家計に係る負担を軽減するための生活支援策として、児童手当を受給している世帯に、子ども1人に対し1万円を給付する事業に要する経費について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により対応したものであります。歳入歳出予算とも30億6千351万7千円を追加し、予算総額を179億351万7千円としたものであります。

次に、条例案について、ご説明申し上げます。まず、「都留市公立大学法人の役員の損害賠償責任の一部免除に関する条例制定の件」につきましては、地方独立行政法人法等の一部改正に伴い、都留市公立大学法人の役員の当該法人に対する損害賠償責任について、その賠償の限度額を定めるため、この条例を制定するものであります。

次に、「都留市固定資産税評価審査委員会条例中改正の件」につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市手数料条例中改正の件」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市後期高齢者医療に関する条例中改正の件」に

つきましては、「山梨県後期高齢者医療広域連合」後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市が行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受け付けに関する事務を追加するため、所要の改正をします。

次に、「都留市介護保険条例中改正の件」につきましては、介護保険法施行令等の一部改正と新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免にかかる取扱いを定めるため、所要の改正をします。

次に、「都留市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正の件」につきましては、放課後児童支援員に関する基準について、本市の資格研修受講状況を鑑み、所要の改正をします。

次に、「都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定

める政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

「市道の路線の認定の件」につきましても、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経るものであります。

次に、令和2年度一般会計補正予算案についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましても、緊急性、必要性のある事業を計上し、編成いたしました。

一般会計につきましても、歳入歳出予算とも1千420万5千円を追加し、予算総額を179億1千772万2千円とするものであります。主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

1款 議会費につきましても、定期人事異動に伴う人件費として、342万5千円を追加するものであります。

2款 総務費につきましても、地域おこし協力隊の推進に

向けた地方財政措置の見直しによる活動費の増額に要する経費として、176万円を追加するものであります。

3款 民生費につきましては、定期人事異動に伴う人件費として、1千424万3千円を追加するものであります。

5款 農林水産業費につきましては、農業用ハウスの補強等により災害・被害の低減を図る取り組みを支援する経費などとして、977万7千円を追加するものであります。

9款 教育費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「つる湧水の里ハーフマラソン」が1年延期となったため、大会実行委員会への運営に要する経費、1千500万円を減額するものであります。

なお、債務負担行為につきましては、追加を行い、地方債につきましては、起債の追加を行うものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

して、説明を終わらせていただきます。